

2020年度予算についての要望

特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会

1 はじめに

昨年10月1日、「東京都 障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。東京都のご努力に感謝いたします。また、国では障害者政策委員会での障害者差別解消法の3年後見直しの作業が始まり、障害者差別解消の取り組みが着実に進んでいることを実感します。

しかし、昨年は官公庁での障害者雇用の水増しが発覚し、また旧優生保護法下での不妊手術を巡って全国9か所に訴訟が提起されました。綿々と続いてきた障害者差別の歴史が確認されると同時に、新たな障害者差別が形を変えて日々生み出されている現実を思い知らされる一年でした。

来年の夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。東京が障害者を含むすべての人の本当に住みやすい街であるかどうか、国際的な評価を受けることとなります。そのような大きなイベントを控えて、東京都の障害者施策のより一層の推進・充実を求めて、以下の施策の実施を要望致します。2020年度予算の編成に当たりまして、宜しくご検討のほどお願いいたします。

2. 東京都の会議体への当団体の参加に関する要望（継続）

数年来の要望の繰り返しになります。

障害者基本計画（第4次）が「障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。」と明記するように、障害者施策に係わる会議体への障害当事者の参画は、障害者と共に生きる「共生社会」実現の原点です。

私たち東京都中途失聴・難聴者協会は障害者基本法が定める地域の協議機関である「東京都障害者施策推進協議会」や、障害者差別解消法によって設置された「東京都障害者差別解消支援地域協議会」に参加できていません。また、「東京都福祉のまちづくり推進協議会」にも参加できていません。毎回お返事をいただく「東京都障害者団体連絡協議会」への出席は大変貴重なものではありますが、年1回2時間程度の開催では、当事者参加の場としては決して十分なものではありません。長年にわたって中途失聴・難聴者の団体の会議体への参加を拒み続けることは、中途失聴・難聴という障害特性に対する理由のない差別であると考えます。来年度から、上記の会議体をはじめとする障害者施策検討の場に当協会の参画を認めていただくよう、強く要望します。

3. 中途失聴・難聴者対象のコミュニケーション学習支援事業に関する要望

当協会は、中途失聴・難聴者の自立と社会参加のためのコミュニケーション学習を非常に大切なものと考え、協会独自でコミュニケーション学習の場を設けるとともに、地域での中途失聴・難聴者に対するコミュニケーション学習支援の実施を要望しています。しかし、中途失聴・難聴者のコミュニケーション学習に対する地域の環境整備は非常に遅れており、現在東京都で実施いただいている中途失聴・難聴者対象のコミュニケーション学習支援の役割はきわめて大きなものがあります。東京都の中途失聴・難聴者対象のコミュニケーション学習支援の継続・拡充を改めてお願いします。

(1) 中途失聴・難聴者対象の手話講習会の充実をお願いします。(継続)

中途失聴・難聴者対象の手話講習会を40年以上に亘り実施いただいていることに感謝いたします。中途失聴・難聴者が自分自身のコミュニケーション手段として手話を学び、手話によるコミュニケーションが出来ることの意味は非常に大きなものがあります。中途失聴・難聴者が手話を学ぶためには、同じ障害を持った人のピア・サポートに加えて、要約筆記などの情報保障も欠かせません。東京都中途失聴・難聴者手話講習会はこのニーズに対応いただいている非常に大切な講習会です。東京都主催の中途失聴・難聴者手話講習会を継続・拡充いただくよう要望いたします。数年来要望を継続しています多摩地域での講習会のクラス増(3クラスから4クラスへ)については、2020年度からの4クラス実現を是非お願いいたします。

なお、講習会の運営について、協会は最大限のご協力をさせていただきますが、ボランティアとしての協力には限界があります。必要な運営経費については東京都のご負担をお願いいたします。

(2) 中途失聴・難聴者手話講習会の指導者養成を充実してください。(継続・新規)

東京都手話通訳等養成講習会に「中途失聴・難聴者向け手話指導者養成コース」を設けて頂いていることに感謝いたします。本講習会に対しては、受講生・担当講師より講義時間数の不足の意見が出ており、過日カリキュラムの改訂提案をさせていただきました。よろしくご検討をお願いします。

また、現在の指導者養成コースは入門クラスの指導者養成を目標としています。是非入門クラス手話指導者に加え、初級―上級クラスの手話指導者の養成を計画に含めて頂くよう要望いたします。

中途失聴・難聴者向け手話指導者の養成は継続的に必要とされます。講習会修了者の活動状況を調査いただき、是非計画年度を超え、2020年度以降も事業の継続をお願いいたします。

(3) 中途失聴・難聴者対象の読話講習会の開催場所の拡大、受講条件の緩和をお願いします。(継続・新規)

数年来の要望の繰り返しになりますが、数年前、多摩地域での読話講習会を開催頂きました。その後多摩地域での講習会開催がなく、せっかく顕在化してきた多摩地域での読話学習が後退しています。読話講習会開催のための予算が厳しいことは承知しておりますが、中途失聴・難聴者にとっての読話学習の大切さをご理解いただき、来年度より新宿・多摩2か所で講習会を開催することを要望いたします。

また、受講条件が「東京都内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の中途失聴者・難聴者の方」となっていますが、受講対象者は、東京都中途失聴・難聴者手話講習会同様に「東京都内に在住、在勤の方」、さらに「在学の方」も加えていただくよう要望します。

4. 要約筆記事業に関する要望

(1) 東京都の要約筆記者派遣事業を拡大・充実してください。(継続)

東京都聴覚障害者意思疎通支援事業(広域派遣)を拡充いただいていることに感謝いたします。しかしながら、事業運営要綱で派遣内容の広域性、公益性が謳われているため、協会の理事会、各専門部の役員会が公益性を有しないとして利用申請が認められない状況は改善されていません。協会活動に対する広域派遣が認められないと、私たちは参加者の居住区市の按分制度を利用するか、あるいは協会の費用負担で意思疎通支援者を準備せざるを得ません。協会は東京都より認定NPOの認定を頂いているように、活動目的は明確な公益性を有するものであり、理事会・役員会は協会の公益目的を果たすために欠くべからざる集まりです。協会理事会、役員会などを広域派遣の対象に加えて頂くよう改めて要望致します。

また、要約筆記者の派遣事業は区市の必須事業となりながら、依然として一部の区市では要約筆

記者の利用目的・利用時間などの制限が設けられたり、身体障害者手帳を持っていない人の利用が制限されたりしています。現在の身体障害者福祉法の障害認定は非常に厳しく、意思疎通に困難を抱えながら身体障害者手帳を取得できない多くの人があります。障害者総合支援法に係る意思疎通支援事業実施要綱（モデル要綱）を参考に、利用対象者の拡大、利用目的・時間の制限撤廃を東京都より区市町村へ働き掛けていただくようお願いいたします。

（２）要約筆記者養成・研修事業の充実をお願いします。（継続）

数年来の要望です。東京は要約筆記利用の場面が非常に多岐にわたっているため、要約筆記者の技術や知識は高度なものが求められています。聴覚障害者の社会参加を支援する高度な専門性を持った通訳者を育てるため、講習会助手の増員や障害当事者を交えた実習など要約筆記者養成講習会内容のより一層の充実をお願いします。

また、都が養成した要約筆記者が、様々な派遣の現場に対応できる通訳技術や対人支援技術の研鑽を深めるため、要約筆記者の研修に係る予算確保をお願いします。

５．相談支援事業に関する要望（継続）

数年来の要望です。東京都心身障害者福祉センターでの中途失聴・難聴者対象の相談事業がなくなりました。東京都では社会福祉法人「聴力障害者情報文化センター」が聴覚障害者情報提供施設とされていますが、医療面での対応が不十分で、耳鼻科医、言語聴覚士などによる定期的な相談が十分に実施されておらず、聴力検査の実施体制も整備されておられません。

先日、国会内に立ち上がりました「難聴対策推進議員連盟」が厚労省に提出した提言は「新生児聴覚検査の現状は、公費負担を実施する自治体が 22.6%、受検人数を集計している市区町村での初回検査の実施率は 81.8%にとどまっている。現在進められている新生児難聴対策連絡協議会の設置は、34 都道府県であり十分とは言えない。」と、乳幼児期の課題を指摘しています。

中途失聴・難聴者はライフステージごとに、心理的・病的なサポートを必要としています。高齢者には介護を中心とした区市町村のサポートシステムが構築されていますが、中途失聴・難聴に対するそのようなサポートの仕組みはありません。聴覚障害専門の、医療関係者を含む相談事業、当事者による相談事業が区市町村で実施されることが理想ですが、そのためには東京都での相談事業を通じての相談員の養成、相談技術の蓄積が求められます。区市町村事業実施の環境整備としての東京都の相談事業の再構築を改めてお願いします。

６．人工内耳外部機器及び電池の助成（継続）

（１）数年来の継続要望です。聴覚障害者の聴覚補償として、人工内耳が普及しています。人工内耳は手術に 4 百万円以上の費用が必要とされ、手術後も外部機器や電池交換などの利用のための費用が必要となります。手術費用は自立支援医療、高額医療費助成により個人負担が低減されていますが、外部機器の取り換え費用、電池の購入費用はすべて利用者の個人負担となっています。外部機器のプロセッサは 60～80 万円と高額であり、充電電池も 1 個 2 万円弱で 2 年に一度は交換が必要です。厚生労働省では、外部機器交換を医療保険の対象とする検討を始めていると伺っていますが、全国各地の自治体では独自の助成が進められています。東京都での公費助成実施についての課題及び事業実施の見通しをお聞かせください。

（２）補装具制度対象外の方の補聴器購入に助成を（新規）

現在障害者総合支援法の補装具制度で補聴器が交付されていますが、主に 70 dB以上の高度難聴者以上が対象です。制度のボーダーライン近くにいる中等度難聴者には手当がありません。日常生活のなかで補聴器装用が必要な状態にありながら、身体障害者手帳取得には至らずに、高価な補聴器

の購入が難しいという方々がいます。特に高齢になるほど難聴で困る方が多いのですが、仕事を定年退職されるなどの理由で、可処分所得が少ない傾向があります。補聴器は適切に使用すれば、生活環境の改善・社会参加の力になります。

25年度には都で難聴児への助成が認められました。以前から複数の区部で、手帳を持っていないが聞こえにくい高齢者への補聴器助成が実施されています。

身体障害者手帳の交付を受けられない中等度難聴者が、補聴器を活用してコミュニケーションの状況やQOL改善につなげられるように、助成の手立てを設けてください。

7. 福祉のまちづくりに関する要望（継続）

来年は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年で、競技施設・関連施設に止まらず、東京都全体の福祉のまちづくが評価されます。私たち中途失聴・難聴者の場合、音声情報の聞きやすい環境と必要な音声情報の文字化が必要です。昨年以下の要望を提出しておりますが、その進展状況のご説明をおねがいします。

(1) 福祉のまちづくり条例では、受付窓口対応の基準が少なく感じます。役所や病院、銀行等の多くの方が利用する施設においては、以下の対策を要望します。

- ・簡易筆談器を用意し、筆談対応する
- ・聞こえにくい人向けに、明瞭な音声のスピーカーやヒアリング（磁気）ループを用意する
- ・聞こえにくい人向けのサポートがあることを、見てわかるように「耳マーク」を掲示する。窓口が狭い場合も排除せず、天井からつるすなど、視覚的な案内に努める。

(2) 新たにヒアリングループを使用しているところが視覚的にわかるよう、ヒアリングループマークが作られています。このマークは補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表すマークです。このマークを活用してヒアリングループの普及を図っていただくようお願い申し上げます。

8. 災害に関する要望（継続）

(1) 災害対策全般

災害対策基本法改正に伴い、各市町村で「要支援者名簿」の作成が義務づけられると同時に、本人の同意を得て消防・民生委員等関係者への個人情報の開示が規定されています。要支援者名簿の登録は各区市が実施していますが、名簿に基づく災害情報、その伝達手段、避難の基本的なあり方は各区市町村で共通する部分が多いと考えます。

以前の懇談会では、各区市の個別支援計画の策定状況等について、東京都では各区市町村に対して名簿対象としている障害種別等の調査等を行い、調査結果を各区市町村にフィードバックし、区市町村の取り組みを支援するお考えがあると伺いました。状況を教えていただけますか。

また、1つの災害について、区市町村だけでは対応しきれない現状があると思いますが、東京都と区市町村の取り組みの統一した検討状況をお知らせください。

(2) NET119、警視庁110番サイトの説明会を開催してください。

聞こえの不自由な人を対象としたNET119、警視庁110番サイトが開設されていますが、広く公報されていないため利用が拡大していない印象があります。

これらの緊急通報システムの周知と説明会の開催をお願いします。

9. 協会活動への支援（継続）

昨年11月、東京都多摩市で開催しました「第32回東京都中途失聴・難聴者の集い」へ様々なご支援をいただき、ありがとうございました。お礼申し上げます。

2019年度も年が明けた1月18日に「第33回東京都中途失聴・難聴者の集い」を「なかのZERO小ホール」で開催し、東京都の中途失聴・難聴者同士、また支援頂く方との交流を深め、社会の聴覚障害についての理解を深める企画をしております。今年度も、企画が決定次第ご案内させていただきますので、是非「集い」へのご支援、ご出席をお願いいたします。

10. 「耳の日」企画の実施について（継続）

昨年度の要望の継続です。

「耳の日」は、日本耳鼻咽喉科学会の提案により昭和31年に制定され、全国各地では、難聴で悩んでいる方々の相談や、一般の人びとにも耳の病気のことや、健康な耳の大切さを知っていただくための周知活動が行われています。

<http://www.jibika.or.jp/citizens/miminohi/mimihoukoku63.pdf>

第63回「耳の日」実施報告書

東京都では、本年3月4日(日)に第63回「耳の日」補聴器・難聴無料相談会が有楽町マリオン11階の朝日スクエアにおいて開催されていますが、行政ベースの取組は行われていないように感じます。世界保健機関（WHO）は毎年3月3日を「World Hearing Day」として聞こえの健康への取り組みを呼び掛けております。東京都でも是非行政ベースで聞こえの健康を目指した「耳の日」の企画を進めて頂くよう要望いたします。

11. 「耳マーク」の普及について（継続）

一昨年「耳マーク」普及活動についてのご願いの文書を東京都小池知事に提出させていただき、昨年は財務局にもお伺いし都庁総合受付に耳マーク、筆談表示スタンドの設置をお願いしました。また、協会は昨年度東京都の私鉄各社にお伺いし、交通機関での聞こえない人のサポートをお願いし、「耳マーク」の普及についてお願いしました。「耳マーク」は聞こえない・聞こえにくいために様々な生活の場で苦痛を味わった聴覚障害当事者が考案したものであり、周りの方の支援を受けて、社会参加を図っていく積極的な生き方を象徴するシンボルマークです。そして、「筆談してください」・「筆談します」などのメッセージを添えて利用することで、支援を求める人・支援をする人の相互交流を促す共生社会への大切なツールとなるものと考えております。耳マークは、「障害者白書」においても障害者のマークとして紹介され、東京都でも都営地下鉄改札口などで「耳マーク」を設置頂いています。このような耳マークの趣旨をご理解いただき、都庁受付やその他関連施設で「耳マーク」を設置頂くよう要望いたします。